

議 第 3 6 号

令和 5 年 5 月 2 5 日 提出

令和 5 年度熊本市奨学生の採用について

熊本市奨学生を別紙のとおり採用したいので教育委員会の意見を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

(提出理由)

熊本市奨学金条例（平成 1 4 年条例第 1 8 号）第 4 条に基づき奨学生の採用について教育委員会の意見を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

【選考基準】

1 奨学金貸付対象者

奨学金貸付の対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 熊本市内に居住する者の被扶養者であること。
- (2) 学校教育法に規定する高等学校・高等専門学校・短期大学・大学又は専修学校(高等課程及び専門課程)に在学していること。
- (3) 経済的理由により修学が困難であると認められること。
- (4) 国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金(貸付けによるものに限る。)又はこれと同種の貸付けを受けていないこと。

※(4)の併用制限については、給付型の奨学金や高等学校等就学支援金及び熊本県奨学のための給付金等は含まれない。

2 経済的理由の選考基準

申請者と生計を一にする世帯員全員の所得合計が、当該世帯の所得基準額以下であり、かつ所得基準額に対する充足率の順位が採用予定者数の範囲内であること。

- (1) 所得基準額 生活保護基準額の1.7倍

「生活保護基準額」とは、別表1の算定項目欄1から7までに掲げた項目について算定内容欄記載の額を足した数に12を乗じ、算定項目欄8から10までに掲げた項目について算定内容欄記載の額を加算したものをいう。

なお、同表参照箇所の欄中「保護の基準」は生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)を、「保護の実施要領」は生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)をいう。

- (2) 充足率

所得合計／所得基準額＝充足率 …… 1以下の対象者を順位付け

別表 1 【生活保護基準額の算出方法】

算定項目	参照箇所	算定内容
1. 基準生活費	保護の基準別表第1 第1章1(1)イ	次のA及びBの合計 熊本市の級地区分は2級地-1 A：各世帯員の第一類基準額②の合計額×逓減率②+第2類基準額②と （各世帯員の第一類基準額①の合計額×逓減率①+第2類基準額①）× 0.855とを比較していずれが高い方。 B：経過的加算額 「逓減率」とは、保護の基準別表第1第1章1(2)ア中「逓減率」の表に定められた率をいう。 「経過的加算額」とは、保護の基準別表第1第1章1(2)ア中「経過的加算額」の表に定められた額をいう。
2. 教育扶助基準月額 及び学校給食費並 びに学級費等	保護の基準別表第2教育扶 助基準の表「基準額（月 額）」の項及び「学校給食 費」の項 学級費等については、保護 の実施要領第7、3(2)	基準額、学校給食費及び学級費等の合計額 学校給食費の額は「保護者が負担すべき給食費の額」とされているところ、 同金額は、熊本市学校給食費条例施行規則（令和元年規則第10号）別表記 載の金額に9を乗じ、当該額を12で除した額とする。 学級費等は、保護の実施要領について第7、3(2)にて定められている上限額 を算定する。
3. 住宅扶助基準	保護の基準別表第3の2	保護の基準別表第3の2の規定に基づいて厚生労働大臣が定める額と現に支 払っている家賃（共益費、駐車場代及び自治会費を除く。）とを比較してい ずれが低い方。 なお、保護の基準別表第3の2の規定に基づいて厚生労働大臣が定める額 は、次のとおり。 【世帯人員】 【限度額】 1人 31,100円 2人 37,000円 3から5人 40,400円 6人 44,000円 7人以上 49,000円
4. 高等学校等就学費	保護の基準別表第7 保護の実施要領第7、8 (2)イ(ウ)	次のA及びBの合計額 A：保護の基準別表第7、1基準額の表技能修得費の部高等学校等就学費の 款基本額（月額）の項記載の額 B：保護の実施要領第7、8(2)イ(ウ)記載の学級費等の額（上限額を算定 する）。
5. 障害者加算	保護の基準別表第1第2章 2	(2)所定の障害者がいる場合に、(1)の表在宅者の部2級地の項記載の額 なお、加算は行わない。
6. 児童養育加算	保護の基準別表第1第2章 6	(1)加算額（月額）記載の額 なお、(2)児童養育加算に係る経過的加算額（月額）アからウのいずれかに 該当する場合には、同号所定の加算を行う。
7. 母子加算	保護の基準別表第1第2章 8(1)	在宅者の部2級地の項記載の額 なお、母子加算に係る経過的加算額の加算は行わない。
8. 地区別冬季加算額	保護の基準別表第1第1章 1(1)イ(ア)第2類の表 「地区別冬季加算額」の項	世帯人員に応じた額×5か月 なお、熊本市の区分はVI
9. 期末一時扶助費	保護の基準別表第1第1章 1(2)ア期末一時扶助費の 表2級地1の項	世帯人員に応じた額
10. 学習支援費	保護の基準別表第2教育扶 助基準の表「学習支援費 （年間上限額）」の項	年間上限額

令和5年度(2023年度)熊本市奨学生

1 学校区分別申請状況

		申請学校数	申請者	所得基準額充足者	採用予定者
高校	公立	4	4	4	4
	私立	14	22	16	16
専修 高等課程	公立	0	0	0	0
	私立	1	5	4	4
高校等 小計		19	31	24	24
大学	公立	0	0	0	0
	私立	5	9	6	6
専修 専門課程	公立	1	1	1	1
	私立	1	1	1	1
大学等 小計		7	11	8	8
合計		26	42	32	32

2 貸付区分及び貸付月額

区 分		種 別	貸付月額	申請時の申出により 左の貸付月額に加算される額	
				自宅外通学生 加 算 額 (※大学等に限る)	第1学年の 初回加算額 (※1年生に限る)
高校等	高等学校 高等専門学校 専修学校 (高等課程)	国・公立	18,000円	—	50,000円
		私 立	30,000円		100,000円
大学等	大学 短期大学 専修学校 (専門課程)	国・公立	42,000円	6,000円	150,000円
		私 立	51,000円	10,000円	200,000円

3 返還期間

区 分		返還期間
高等学校 専修学校(高等課程)	国・公立	9年
	私 立	12年
高等専門学校	国・公立	13年
	私 立	14年
大学	国・公立	14年
	私 立	15年
短期大学 専修学校(専門課程)	国・公立	12年
	私 立	11年

新規貸付と予算の状況

1 貸付者数の状況

(単位:人)

区 分		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合 計
継続貸付分		0	23	32	7	3	0	65
新規貸付分	高 校 等	20	2	2	0	0	0	24
	大 学 等	4	1	2	1	0	0	8
	小 計	24	3	4	1	0	0	32
合 計		24	26	36	8	3	0	97

新規貸付者上限数 = 315 人
 (定数 380 人 - 継続貸付者数 65 人)

2 新規貸付対象者に対する予算の状況

(単位:千円)

区 分		① 令和5年度(2023年) 当 初 予 算		② 予 定 貸 付 金		差 額	
		貸付金(A)	債務負担(B)	令和5年度 (2023年度) (C)	令和6年度 (2024年度)以降 (D)	貸付金 (A) - (C)	債務負担 (B) - (D)
継続貸付分		26,968		24,660	16,476	2,308	
新規 貸付分	高校等	35,580	69,840	9,584	11,808	25,996	58,032
	大学等	17,452	45,260	5,472	6,798	11,980	38,462
	小 計	53,032	115,100	15,056	18,606	37,976	96,494
合 計		80,000		39,716	35,082	40,284	

新規貸付予算枠 = 55,340 千円
 (令和5年度(2023年度)当初予算額 80,000 千円 - 継続貸付額 24,660 千円)

教育委員会会議資料<<別冊>>

令和5年度(2023年度)

熊本市奨学生採用候補者名簿

熊本市教育委員会事務局
学校教育部 指導課

申請者（審査用）一覧表

令和05年度

高校等

No.	公・私	学年	貸付期間		併願状況	充足率	所得該当
1	私立	1	令和05年04月	令和08年03月		0.000	該
2	私立	2	令和05年04月	令和07年03月		0.030	該
3	私立	1	令和05年04月	令和08年03月		0.069	該
4	私立	1	令和05年04月	令和08年03月		0.069	該
5	私立	3	令和05年04月	令和06年03月		0.084	該
6	国公立	1	令和05年04月	令和08年03月		0.099	該
7	私立	1	令和05年04月	令和08年03月		0.104	該
8	国公立	1	令和05年04月	令和08年03月		0.117	該
9	国公立	1	令和05年04月	令和08年03月		0.142	該
10	私立	2	令和05年04月	令和07年03月		0.144	該
11	私立	1	令和05年04月	令和08年03月		0.162	該
12	私立	1	令和05年04月	令和08年03月		0.168	該
13	私立	1	令和05年04月	令和06年03月		0.317	該
14	私立	1	令和05年04月	令和10年03月		0.381	該
15	国公立	1	令和05年04月	令和08年03月		0.413	該
16	私立	1	令和05年04月	令和06年03月		0.627	該
17	私立	1	令和05年04月	令和08年03月		0.641	該
18	私立	1	令和05年04月	令和08年03月		0.656	該
19	私立	1	令和05年04月	令和08年03月		0.743	該
20	私立	1	令和05年04月	令和06年03月		0.812	該
21	私立	1	令和05年04月	令和08年03月		0.891	該
22	私立	1	令和05年04月	令和06年03月		0.934	該
23	私立	1	令和05年04月	令和08年03月		0.965	該
24	私立	3	令和05年04月	令和06年03月		0.984	該
採用支援者数（所得基準額充足者数）			計		24人		

25	私立	1	令和05年04月	令和08年03月		1.008	非	以下 所得基準額 非充足者
26	私立	1	令和05年04月	令和10年03月		1.009	非	
27	私立	1	令和05年04月	令和08年03月		1.054	非	
28	私立	1	令和05年04月	令和08年03月		1.065	非	
29	私立	1	令和05年04月	令和08年03月		1.068	非	
30	私立	1	令和05年04月	令和08年03月		1.337	非	
31	私立	1	令和05年04月	令和06年03月		1.404	非	
申請者数			計		31人			

申請者（審査用）一覧表

令和05年度

大学等

No.	公・私	学年	貸付期間		併願状況	充足率	所得該当
1	私立	1	令和05年04月	令和09年03月		0.069	該
2	私立	3	令和05年04月	令和07年03月		0.190	該
3	私立	1	令和05年04月	令和09年03月		0.385	該
4	国公立	1	令和05年04月	令和07年03月		0.549	該
5	私立	1	令和05年04月	令和09年03月		0.615	該
6	私立	4	令和05年04月	令和06年03月		0.696	該
7	私立	2	令和05年04月	令和06年03月		0.696	該
8	私立	3	令和05年04月	令和07年03月		0.917	該
採用支援者数（所得基準額充足者数）			計		8人		

9	私立	1	令和05年04月	令和09年03月		1.049	非	以下 所得基準額 非充足者
10	私立	1	令和05年04月	令和09年03月		1.215	非	
11	私立	3	令和05年04月	令和07年03月		2.226	非	
申請者数			計		11人			

○熊本市奨学金条例〔指導課〕

平成14年3月28日

条例第18号

改正 平成14年9月25日条例第45号

令和4年3月24日条例第10号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 奨学金の貸付け（第2条―第13条）

第3章 高校等進学支援金の支給（第14条―第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

第1章 総則

（令4条例10・章名追加）

（目的）

第1条 この条例は、経済的理由により修学が困難な者に対し奨学金の貸付け等を行うことにより、社会に貢献し得る人材の育成を図ることを目的とする。

（令4条例10・一部改正）

第2章 奨学金の貸付け

（令4条例10・章名追加）

（奨学金の貸付対象者）

第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 本市に居住する者の被扶養者であること。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校の高等課程若しくは専門課程（以下この章において「学校等」という。）に在学している者であること。
- (3) 経済的理由により修学が困難であると認められること。
- (4) 国、他の地方公共団体又はその他の団体から奨学金の貸付けその他の規則で定める措置を受けていないこと。

（令4条例10・一部改正）

（貸付申請）

第3条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(奨学生の決定)

第4条 奨学金の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）は、教育委員会の意見を聴き、規則で定める定数内において市長が決定する。

(奨学金の貸付額)

第5条 奨学金の貸付額は、別表に定めるところによる。

2 自宅外から大学、短期大学又は専修学校（専門課程に限る。）に通学する者が奨学金の貸付申請の際申し出た場合は、前項の貸付額に月額10,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算することができる。

3 前2項に定めるもののほか、学校等の第1学年に在学する者から奨学金の貸付申請の際申出があった場合は、初回の貸付額に200,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算することができる。

(平14条例45・一部改正)

(奨学金の減額等)

第6条 奨学金の貸付けの申請に際し、奨学金の減額を申し出た者については、前条第1項の規定にかかわらず、別表に定める額の2分の1に相当する額を減額して貸し付けることができる。

2 奨学生は、いつでも奨学金の貸付けの辞退を申し出ることができる。

3 前項の申出があったときは、当該申出があった日の属する月の翌月をもって奨学金の貸付けを廃止する。

(平14条例45・令4条例10・一部改正)

(貸付けの期間)

第7条 奨学金の貸付けは、奨学生の在学する学校等の正規の修学月数分を超えて行うことができない。

(報告義務)

第8条 奨学生は、規則で定めるところにより、毎年定期にその修学状況等を報告しなければならない。

2 前項に規定する報告のほか、奨学生は、休学、復学、退学等修学状況の異動が生じた場合は、直ちにその旨報告しなければならない。

(奨学金の休止)

第9条 市長は、奨学生が休学したときは、その期間中奨学金の貸付けを休止することができる。

(奨学金の停止等)

第10条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付けを停止又は廃止することができる。

- (1) 第2条に掲げる要件を欠いたとき。
- (2) 病気その他の理由により学業を続ける見込がないと認められるとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、性行不良等奨学金の貸付けを受けることが適当でないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により奨学金の貸付けを停止された者について、当該停止の原因となった事由が消滅したときは、当該奨学生の申出により、当該停止を解除することができる。

(平14条例45・一部改正)

(奨学金の返還)

第11条 奨学金は、在学する学校等を卒業した日から起算して6月を経過した日の属する月の翌月から15年を超えない範囲内において規則で定める期間内に年賦、半年賦又は月賦によりこれを返還しなければならない。ただし、奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することを妨げない。

2 奨学生が奨学金の貸付けを廃止されたときは、その決定の日から起算して6月を経過した日の属する月の翌月から前項の規定に準じて奨学金を返還しなければならない。

3 奨学金には、利息を付さない。

(返還の猶予)

第12条 奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、その申出により相当の期間奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 大学その他規則で定める教育施設に在学しているとき。
- (2) 病気その他特別の事情により奨学金の返還が困難であると認められるとき。

(平14条例45・一部改正)

(返還の免除)

第13条 奨学生が死亡し、又は奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、遺族等の申出により奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(平14条例45・一部改正)

第3章 高校等進学支援金の支給

(令4条例10・追加)

(支援金の支給)

第14条 市長は、次に掲げる要件を全て満たす者に対し、高校等進学支援金（以下「支援金」という。）を支給する。

- (1) 本市に居住する者であること。
- (2) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に掲げる高等学校等（第18条において単に「高等学校等」という。）への翌年度の入学を許可された者であること。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていること又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員の当該年度分の市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。）の所得割が非課税であること。
- (4) 過去にこの条例による支援金の支給を受けていない者であること。
- (5) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第2号又は第3号に掲げる者に該当しない者であること。

(令4条例10・追加)

(支給申請)

第15条 支援金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(令4条例10・追加)

(支援対象者の決定)

第16条 支援金の支給を受ける者（第18条において「支援対象者」という。）は、教育委員会の意見を聴き、市長が決定する。

(令4条例10・追加)

(支援金の支給額)

第17条 支援金の支給額は、40,000円とする。

(令4条例10・追加)

(支給決定の取消し)

第18条 市長は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支援対象者に

係る支給の決定を取り消すこととする。

(1) 高等学校等に入学しなかったとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。

2 支援対象者は、前項の規定により支援金の支給を取り消された場合において、既に支給を受けた支援金があるときは、直ちにこれを返還しなければならない。

(令4条例10・追加)

第4章 雑則

(令4条例10・章名追加)

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(令4条例10・旧第14条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(熊本市育英奨学基金条例の廃止)

2 熊本市育英奨学基金条例（昭和43年条例第15号）は、廃止する。

附 則（平成14年9月25日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月24日条例第10号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

(令4条例10・一部改正)

区分		月額
高等学校、高等専門学校及び 専修学校の高等課程	国立及び公立の学校	18,000円
	私立の学校	30,000円
大学、短期大学及び専修学校 の専門課程	国立及び公立の学校	42,000円
	私立の学校	51,000円